就職困難者の就労支援について 藤井寺市

藤井寺市では、障害者、高齢者、母子家庭の母など、本人の努力に関わらず働く意欲がありながらも就労することが困難な方々を支援するため、行政のあらゆる分野の仕事を福祉的な視点で見直し、就労に結びつくよう取り組んでいます。

今後、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率制度の達成状況や、就職困難者の就 労支援への取り組み状況を勘案した業者選定を行うことや、職員の採用、相談体制の 充実などに取り組んでいきます。

就職困難者の雇用について、事業者の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

◆障害者の雇用の促進等に関する法律について

法律では「すべて事業主は、障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、障害者である労働者が有為な職業人として自立しようとする努力に対して協力する責務を有する」と定められており、事業主の責務として障害者雇用が法的義務とされています。

〇障害者の雇用率が令和3年3月1日から引き上げになりました

事業主区分	法定	雇用率
	これまで	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2%(45.5名に1名)	→ <u>2.3%</u> (43.5名に1名)
国、地方公共団体等	2.5% (40名に1名)■	→ 2.6% (38.5名に1名)

・従業員 43.5 人以上 45.5 人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、 従業員 45.5人以上から **43.5 人以上**に変わります。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ●毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ●障害者雇用推進者を選任するよう努めなければなりません

※障害者雇用推進者の業務

- ・障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
- 障害者雇用状況の報告
- 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出

など

※この他、雇用率の達成状況に応じた障害者雇用納付金・調整金制度(100人超の事業主)や、報奨金制度(100人以下の事業主)などがあります。 ◇詳しくは厚生労働省障害者雇用対策のホームページをご覧ください

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/

